

令和6年3月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、石油給湯機1件、
石油ストーブ(開放式)2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うちポータブル電源(リチウムイオン)1件、電気洗濯乾燥機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うち水素吸入器1件、除雪機(歩行型)1件、
リチウム電池内蔵充電器2件、電気冷温風機1件、
電気掃除機1件、ミニコンポ1件、電熱ベルト(充電式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号:A202100911、A202201030を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 土屋、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202301071	令和6年2月8日	令和6年3月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	DW31D6DAL	株式会社ハーマン	火災	当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月26日
A202301072	令和6年2月27日	令和6年3月4日	石油給湯機	BS-3300S(3N)	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、異音及び異臭がして停電したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	製造から25年以上経過した製品 令和6年3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301080	令和5年11月20日	令和6年3月6日	石油ストーブ(開放式)	RCA-206	株式会社トヨミ	火災	当該製品の上に鍋を置いた状態で当該製品を使用中、鍋に油を注ぎ、その場を離れた後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月29日
A202301081	令和6年2月27日	令和6年3月6日	石油ストーブ(開放式)	RCA-36C	株式会社トヨミ	火災	作業場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から40年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202100911	令和4年2月19日	令和4年2月28日	ポータブル電源(リチウムイオン)	SGR-PPS500	株式会社イデアル(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	佐賀県	令和4年3月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202201030	令和5年3月1日	令和5年3月10日	電気洗濯乾燥機	AQW-DJ6100-L	ハイアールアクアセー ルス株式会社(現 ア クア株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、束ねられた内部配線と制御基板カバーに取り付けられていたクッション材が運転中に接触し、半断線が生じて異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、事故発生以前の内部配線等の状態が不明なことから、半断線が生じた原因の特定には至らなかった。 なお、エラー表示が出ていたにもかかわらず、継続使用されていたことも、事故発生に影響したものと考えられる。	神奈川県	令和5年3月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202301073	令和6年1月29日	令和6年3月4日	水素吸入器	重傷1名	当該製品を使用中、異音とともに当該製品に取り付けていた管の先端で爆発し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月29日
A202301074	令和6年2月14日	令和6年3月4日	除雪機(歩行型)	火災	当該製品のエンジンを始動しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和6年2月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301075	令和6年1月25日	令和6年3月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月27日
A202301076	不明	令和6年3月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和6年3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月27日
A202301077	令和6年2月29日	令和6年3月6日	電気冷温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	
A202301078	令和6年2月4日	令和6年3月6日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月28日
A202301079	令和6年2月23日	令和6年3月6日	ミニコンポ	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から20年以上経過した製品 令和6年3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202301082	令和6年1月27日	令和6年3月6日	電熱ベルト(充電式)	火災	当該製品のリチウム電池及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ポータブル電源（リチウムイオン）（管理番号：A202100911）



電気洗濯乾燥機（管理番号：A202201030）

